

# 豊岡市空き店舗等開業支援補助金

豊岡市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して、新しく店舗を開店される方へ補助を行う制度を実施中！

新規開業を考えておられる皆さん！あなたの夢を叶えるチャンスです！

## ◆補助メニュー

市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して店舗を開業される方に対して予算の範囲内で対象経費の一部を補助します。

**開業資金補助**…出店に必要な店舗改修費と販売促進費の費用を補助します。

補助額：**最高100万円**(対象経費(消費税及び地方消費税を除く)の2分の1以内)

※補助金交付には条件があり、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※予算に限りがあるため、交付決定額が予算に達し次第、募集を打ち切ります。

## ◆支援の流れ

- ① 豊岡商工会議所又は豊岡市商工会へ相談(事業計画の相談等を行います)
- ↓
- ② 事業計画書等必要書類の提出
- ↓
- ③ 審査会で面接(プレゼンテーション)及び事業計画審査
- ↓
- ④ 補助金交付決定
- ↓
- ⑤ 店舗改装等事業実施(※1)
- ↓
- ⑥ 店舗開店
- ↓
- ⑦ 実績報告・補助金交付(※2)



※1 交付決定後、平成31年2月28日(木)までに完了してください(支払い等も完了すること)。交付決定前に事業着手した場合は、補助金をお支払いできません。

※2 補助金交付の都合上、実績報告は平成31年3月11日(月)までに必ず完了してください。

## ◆補助対象者

次の条件を満たす中小企業者(みなし大企業をのぞく)。

- ①市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して店舗を開業する。又は、新たな店舗(2店舗目も対象、移転は対象外)を開店する。
- ②平成30年4月1日～平成31年2月28日に開業届を提出し、補助対象事業を完了する。

## ◆補助対象業種

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に掲げる小売業、飲食サービス業(バー、キャバレー、ナイトクラブ、配達飲食サービス業を除く。)、宿泊業(下宿業、その他の宿泊業を除く。)及び生活関連サービス業で地域のにぎわいづくりに適したもの。単なる事務所(ネット販売専門店舗含)は補助対象外です。また、公序良俗に反する事業内容が含まれると判断される場合も補助対象外とします。

## ◆補助対象経費

※消費税及び地方消費税を除きます。

※本補助以外の補助金を受けようとする場合、その補助金額は控除して計算します。

### I 店舗改修費

【対象となる経費例】店舗改装・バリアフリー化、トイレの改装工事、水道・排気・電気工事、固定される備品等

\*上記に係る費用のうち、市内事業者に直接発注するものに限る

### II 販売促進費

【対象となる経費例】販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、ホームページ作成費、展示会出展費用等

\*上記に係る費用のうち、外部に支払うものに限る

## ◆応募件数

同一者での応募は、1件とします。

## ◆申請に必要な書類（個人で開業する場合）※別途、必要書類の呈示を求める場合があります。

### <申請時>

- ・豊岡市空き店舗等開業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書及び収支予算書(様式第1号-2)  
※出店予定地の地図、店舗図面等を添付のこと。
- ・市税を滞納していない証明書(原本)
- ・店舗賃貸借又は売買に係る見積書(写)
- ・店舗の改装及び販売促進に係る見積書(写)
- ・他団体等に申請した(しようとしている)補助金等申請書類及び交付決定通知(写)
- ・誓約書
- ・直近の決算書(2店舗目開業の場合)
- ・その他参考となる書類

### <補助金請求時>

- ・豊岡市空き店舗等開業支援事業実績報告書(様式第4号)
- ・開業がわかる書類(開業届写し等)
- ・店舗賃貸借(売買)契約書(写)
- ・対象経費の支出等が確認できる書類(写)  
見積書、契約書(備品・印刷物等は発注書など)、納品書(備品・印刷物等の場合)、請求書、領収書
- ・工事前後写真(対象工事等が確認できるもの)
- ・チラシ等の成果物
- ・住民票の写し(市外に本店を持つ法人の場合)
- ・他団体等に申請した補助金等申請書類及び交付決定通知(写)  
(申請時未提出の場合)
- ・請求書(様式第6号)
- ・その他参考となる書類

## ◆注意事項

- ・審査会には申請者本人が出席し、審査員に対してプレゼンテーションしていただきます。
- ・審査委員会による審査の結果、補助対象にならない場合もありますので、ご了承ください。
- ・補助金交付決定までに事業着手された場合は、補助金のお支払いはできません。
- ・補助金交付決定後に補助金額を増額することはできません。
- ・補助金の支払いは、請求時に営業を行っていることが前提となるため、閉店した場合は支払われません。
- ・外装改修は豊岡市景観計画に定める景観形成基準に適合することとします。
- ・審査会による審査の後に交付決定されますので、余裕を持った申請をお願いします。
- ・新規に創業する方は、豊岡商工会議所、豊岡市商工会等の実施する特定創業支援事業による支援を受けてください(事業の詳細は各団体へお問い合わせください。)
- ・本チラシ掲載以外にも補助条件を定めています。詳しくは下記までお問い合わせください。

## ◆申込み・問合せ

- |          |               |                  |
|----------|---------------|------------------|
| ・豊岡商工会議所 | 豊岡市大磯町1-79    | TEL 0796-22-4456 |
| ・豊岡市商工会  | 豊岡市日高町日置 65-1 | TEL 0796-42-4751 |

## ◆問合せ

- |              |           |                  |
|--------------|-----------|------------------|
| ・豊岡市役所 環境経済課 | 豊岡市中央町2-4 | TEL 0796-23-4480 |
|--------------|-----------|------------------|

商工会議所・商工会では、創業・経営などに関する支援を行っています。創業・開業をお考えの方はお気軽にご相談ください。  
(相談料無料)